

## 令和6年度事業計画書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで  
一般財団法人新潟中交通安全協会

はじめに

令和5年中の全国の交通事故による死者数は、

2,678人(前年比 +68人 +2.6%)

と、8年ぶりに前年を上回りました。

県内の交通事故は、

発生件数 2,721件(前年比 -7件 -0.3%)

死者数 55人(前年比 -6人 -9.8%)

負傷者数 3,097人(前年比 -26人 -0.8%)

と、発生件数、死者数、負傷者数とも前年より減少しました。しかし、「第11次新潟県交通安全計画(計画期間：令和3年度から令和7年度まで)」に掲げた死者数を54人以下とするという目標を達成することはできませんでした。

新潟市中央区内の交通事故発生状況は、

発生件数 417件(前年比 -2件 -0.5%)

死者数 0人(前年比 -4人 -400.0%)

負傷者数 478人(前年比 +7人 +1.5%)

と、負傷者は増加しましたが、発生件数は減少し、前年には4件発生した交通死亡事故が令和5年は発生しませんでした。

これらは、警察、市町村等の関係機関・団体の協力や連携などによる、悲惨な交通事故を1件でも減少させたいという熱意を持っての諸対策の成果と思われます。

しかしながら、全国では約30万7千件余の交通事故が発生しており、2,678人の人命が失われ、36万5千人余の負傷者を数えるなど、交通情勢は依然として厳しい現状にあります。

新潟市中央区内の交通事故は、県内の約15%を占めており、当地区内での交通事故の増減が、県下全体の交通事故数に大きく影響します。

当協会としましては、このような現状を考慮し、民間交通安全組織の中核として、広く会員と力を合わせ、地域の交通安全意識・交通道德の普及徹底を図り、思いやりと良識ある交通社会人の育成に努め、交通事故減少のための活動に取り組んでいくことが重要と考えます。

以上の情勢を踏まえ、令和6年度においては、関係機関・団体と連携を図りながら、以下の事業を推進します。

## 1 交通安全活動事業

地域住民の交通安全思想の向上と交通事故の防止に努め、交通の安全と円滑の確保に寄与するという当協会の目的を達成するため、以下の事業を積極的に推進します。

### (1) 交通安全に関する広報啓発

交通安全意識の高揚と安全な通行方法の実践により、交通事故の防止を図るため、地域住民等を対象に交通安全の広報啓発を実施する。

#### ① 交通安全運動期間中における広報啓発

以下の交通安全運動等の期間中において、運動重点を踏まえた広報啓発を積極的に推進する。

- 春の全国交通安全運動（4月6日～15日）
- 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
- 夏の交通事故防止運動（7月22日～31日）
- 冬の交通事故防止運動（12月11日～20日）
- 令和6年度横断歩行者を守る交通事故防止運動（仮）  
（4月1日～令和7年3月31日）
- 高齢者交通事故防止運動（10月1日～10月31日）
- 自転車ヘルメット着用促進 県民キャンペーン（仮）  
（4月1日～令和7年3月31日）
- 自転車安全月間（5月1日～31日）
- 交通安全家庭の日（毎月10日）

#### ② 高齢者に対する広報啓発

高齢者の交通事故防止を図るため、反射材及び高齢運転者マーク着用の呼びかけ等を行う。

#### ③ 交通安全だより、チラシ等の発行

地域住民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図るため、全国交通安全運動に合わせ全世帯に交通安全だよりを回覧するほか、交通安全運動期間中における交通安全チラシの発行、飲酒運転防止チラシ、重大交通事故発生時の緊急チラシの発行を行う。

#### ④ のぼり旗等の掲出

交通安全を効果的に広報するため、交通安全運動期間を中心に「交通安全」、「飲酒運転追放」、「シートベルト着用」等ののぼり旗の掲出を行う。

#### ⑤ 事業所等を通じた広報啓発

会員事業所をはじめとする事業所を通じて、歩行者の安全の確保、飲酒運転の根絶等の交通安全運動の重点を広報して周知を図る。

#### ⑥ 広報車による広報

交通安全広報を効果的に実施するため、広報車を活用した街頭広報を積極的に推進する。

### (2) 交通安全に関する教育訓練

安全運転及び安全な通行方法のために必要な知識及び技能の習得により交通事故防止を図るため、高齢者、子ども等を対象に交通安全教育訓練を実施する。

#### ① 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対し、安全な通行方法及び身体能力に応じた安全運転を励行するために必要な知識・技能を習得させるため、老人クラブ等と連携し、出前型高齢者交通安全教室等を開催する。

また、高齢者交通安全実践運動「いきいきクラブチャレンジ100」や「高齢者交通安全自転車大会」への積極的な参加呼びかけ等を行う。

## ② 子どもに対する交通安全教育

子どもの交通事故被害を防止するため、小・中学生や園児等に対し、交通安全知識の習得及び安全な通行方法の習慣付けを図るための教育訓練として、学校や園、保護者等との協力の下に、児童や園児の交通安全教室及び自転車安全教室の開催、通学路における安全な通行方法の指導等を行う。

また、児童を登下校時の交通事故から守るため、通学路の安全点検を実施し、新入学児童に対しては、交通安全ランドセルカバーや絵本「守ろうね！6つのおやくそく」を贈呈し、交通ルール等知識の習得を図る。

## ③ 運転者に対する交通安全教育

会員事業所等において、運転者の交通安全意識の高揚と安全運転の実践を図るための交通安全講習会や研修会を開催する。

## ④ 二輪車（原付を含む。）運転者に対する交通安全教育

二輪車部会や二輪車普及協会等と連携し、二輪（原付）運転者に対する講習会等を開催し、運転技能の向上を図る。

また、原付技能講習の充実化を図り、初心運転者の運転技能の向上を図る。

## (3) 街頭における交通安全指導

運転者、歩行者及び自転車利用者に対し、安全な通行方法を指導するため、街頭指導を実施する。

### ① 交通安全運動期間等における立哨指導

交通安全運動期間を中心に、通学路や主要交差点等において、児童、生徒、高齢者や自転車利用者、自動車運転者等に対し、安全な通行方法の指導及び安全運転の励行の呼びかけを行う。

### ② 街頭指導所の開設

主要な道路において街頭指導所を開設し、運転者及び同乗者に対し、交通安全チラシ、交通安全用品等を配布しながら、交通事故防止を呼びかける。

### ③ スーパー等における高齢者に対する交通安全指導

高齢者が多く利用するスーパー等において、高齢者を中心に交通安全チラシ等を配布するとともに、自転車や履物等に反射材を直接はり付けるなどして、交通事故防止を指導する。

### ④ 交通危険箇所の改善要望

通学路、交差点、カーブミラー等の交通安全施設について、危険性がある場合には行政機関等に必要な改善要望を行う。

## (4) 優秀（良）運転者、交通安全功労者等の表彰

受賞者の交通安全意欲を高めることにより、交通安全活動の積極的な推進を図るため、優秀（良）運転者の表彰を効果的に実施する。

また、交通安全に顕著な貢献のあった個人等の表彰を実施する。

① 警察署長・当協会長連名表彰

優良運転者（無事故・無違反運転者）、交通安全功労者等の警察署長・当協会長連名での表彰を行う。

② 交通安全功労者等の表彰上申

新潟県警察本部長・新潟県交通安全協会長連名表彰、関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰、警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰等に該当する交通安全功労者等の表彰上申を行う。

(5) 交通安全用品等の普及啓発

交通事故被害の防止を図るため、夜光反射材等の交通安全用品の普及を促進する。

① 高齢者への反射材の配布

高齢者家庭訪問指導、スーパー等における交通安全指導、高齢者交通安全教室等において反射材を配布するほか、高齢者が身に付ける履物、所持品等に反射材を貼付する。

② 反射材の斡旋

交通安全だより等を活用して、反射材の具体的効果の周知及び積極的な活用の呼びかけを行うとともに、反射材の紹介を行い、希望者に斡旋する。

2 交通安全に関連する受託事業

交通の安全と円滑の確保に寄与するため、新潟県からの委託による自動車運転免許に関する事業等を適切に実施する。

(1) 運転免許事務補助事業

運転免許証更新、運転免許証再交付及び運転免許証記載事項変更の業務を受託し、申請書類等の記載方法の指導、申請書類の審査・受理、変更事項の運転免許証への記載、更新運転免許証の交付等の業務を行う。

(2) 自動車保管場所事務補助業務事業

自動車の保管場所証明事務のうち、自動車保管場所証明申請（届出）にかかる申請・届出書類等の記載内容の確認、標章の作成・交付等の業務を行う。

(3) 原付講習

原付の関与する交通事故防止を図るため、原付免許取得希望者に対し、視聴覚教材及び教本等を用いて原付の安全運転に必要な知識を習得させるとともに、実車を用いて原付の操作及び安全走行に必要な技能を習得させるための講習を行う。（令和6年9月末で終了予定）

(4) 違反者講習の社会参加活動

軽微違反行為をした者に対する違反者講習の一部として、シートベルト着用状況調査等の社会参加活動を実施する。

3 その他の事業

運転免許証更新申請者、運転免許証再交付申請者等の利便を図るため、運転免許証用証明写真の撮影を行う。

4 会議の開催及び関係機関会議への参加

当協会の適正な運営及び効果的な交通安全活動の展開を図るための協議・検討を行うため、必要な会議を開催する。

また、各関係機関・団体等の会議へ積極的に参加し、連携強調を図るとともに業務の

効率的な運営を図る。

- 理事会 5月、3月、その他必要な都度
- 評議員会 5月
- 役員会 9月、その他必要な都度
- 新潟県交通安全協会、新潟市交通安全対策協議会等の会議への参加

## 5 組織、財政基盤の強化

### (1) 支部の組織・活動の活性化

地域に密着した組織である支部の活性化を図るため、支部役員の後継者を育成するとともに、地域住民の理解と協力を得るための、地域住民の目に見え、共感を得られる活動を推進する。

### (2) 会員の拡大

財政基盤である会員を確保するため、住民の理解と協力を得られる活動を展開するとともに、明るく親切な窓口対応、迅速的確な事務処理等適正な窓口業務を推進する。

### (3) 受託業務の効率的な運営等

新潟県から受託した業務について、業務処理の見直し、合理化を推進して効率的な運営に務める。

また、受託する業務については、適切な内容と委託料での契約に努める。

## 令和6年度事業計画推進項目

### 1 交通安全活動事業

#### (1) 交通安全に関する広報啓発

##### ① 交通安全運動期間中における広報啓発

推進項目	実施期間	主な活動事項
交通安全運動の実施	春の全国交通安全運動 (4/6～15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、自治体、関係機関団体と連携を図り、効果的な活動を推進する。詳細な活動については、スローガンや重点項目を基に別途計画する。</li> </ul>
	秋の全国交通安全運動 (9/21～30)	
交通事故防止運動の実施	夏の交通事故防止運動 (7/22～31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、自治体、関係機関団体と連携を図り、効果的な活動を推進する。詳細な活動については、スローガンや重点項目を基に別途計画する。</li> </ul>
	冬の交通事故防止運動 (12/11～20)	
横断歩行者を守る交通事故防止運動	令和6年度横断歩行者を守る交通事故防止運動(仮) (4/1～R7.3/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害に遭いやすい高齢者や子供の交通事故の抑止に向けて、警察、自治体、関係機関団体と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を推進する。</li> <li>横断歩道での歩行者優先の意識の浸透を図るための広報を強化する。</li> </ul>
高齢者交通事故防止運動の実施	高齢者交通事故防止運動 (10/1～31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支部、老人クラブと連携し、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>警察、自治体等と連携し、地域内の高齢者宅を訪問し、交通安全を啓発する。</li> </ul>
	いきいきクラブチャレンジ 100 (9/23～12/31)	
自転車ヘルメット着用促進県民キャンペーン(仮)	(4/1～R7.3/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、自治体等と連携し、ヘルメット着用に向けた広報啓発活動を推進する。</li> </ul>
	自転車安全月間 (5/1～31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、自治体等と連携し、自転車の正しい乗り方教室等を開催し、自転車の事故防止を図る。</li> </ul>
交通安全家庭の日の推進	交通安全家庭の日 (毎月10日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭で交通安全について話し合う機会を呼びかけるとともに、交通安全について考える習慣を付けることで、交通安全を啓発する。</li> </ul>

##### ② 高齢者に対する広報啓発

推進項目	実施期間	主な活動事項
高齢者に対する広報	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射材及び高齢運転者マーク着用の呼びかけ等を行う。</li> </ul>

##### ③ 交通だより・チラシ等の発行

推進項目	実施期間	主な活動事項
交通安全だよりの発行	年3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟県交通安全だより」を支部などを通じて配布し、地域住民には全世帯に回覧する。</li> </ul>

交通安全チラシの作成	交通安全運動及び事故防止運動期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>春秋の全国交通安全運動、夏冬の交通事故防止運動に合わせて交通安全チラシを作成し、支部などを通じて配布し、地域住民には全世帯に回覧する。</li> </ul>
広報パンフレット等の作成	必要の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通法の改正等の都度作成、配布し、改正内容を広報する。</li> </ul>
交通安全カレンダーの配布	11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全カレンダーを購入して広報するほか、事業所、支部等に周旋し広報を図る。</li> </ul>

⑤ 事業所等を通じた広報啓発

推進項目	実施期間	主な活動事項
事業所等を通じた広報	交通安全運動及び事故防止運動期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員事業所等を通じ、歩行者の安全の確保、飲酒運転の根絶等の交通安全運動の重点を広報して周知を図る。</li> <li>交通安全だより、交通安全チラシ、広報パンフレット等を会員事業所等を配布する。</li> </ul>

⑥ 広報車による広報

推進項目	実施期間	主な活動事項
広報車による広報	交通安全運動及び事故防止運動期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報車を効果的に利用し、街頭広報を行う。</li> </ul>

(2) 交通安全に関する教育訓練

① 高齢者に対する交通安全教育

推進項目	実施期間	主な活動事項
高齢者に対する交通安全教育	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ等と連携し、出前型交通安全教室を開催する。</li> <li>「いきいきクラブチャレンジ100」、「高齢者交通安全自転車大会」への参加を呼びかける。</li> </ul>

② 子どもに対する交通安全教育

推進項目	実施期間	主な活動事項
子どもに対する交通安全教育	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や保育（幼稚）園と連携し、交通安全教室や自転車安全教室等を開催する。</li> <li>通学路における安全指導を行い、安全な通行方法の習慣付けを図る。</li> <li>新入学児童に対し、「交通安全ランドセルカバー」や絵本「守ろうね！6つのおやくそく」を贈呈し、交通ルール等知識の習得を図る。</li> </ul>

③ 運転者に対する交通安全教育

推進項目	実施期間	主な活動事項
運転者に対する交通安全教育	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員事業所等において交通安全講習会や研修会を開催する。</li> </ul>

④ 二輪車運転者に対する交通安全教育

推進項目	実施期間	主な活動事項
二輪車運転者に対する交通安全教育	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車普及協会等と連携し、二輪車安全運転教室を開催する。</li> <li>原付技能講習を開催し、初心運転者の安全運転意識と運転技能の向上を図る。</li> </ul>

(3) 街頭における交通安全指導

① 交通安全運動期間中等における立哨指導

推進項目	実施期間	主な活動事項
交通安全運動期間中等における立哨指導	交通安全運動及び事故防止運動期間等	・ 通学路、主要交差点において、児童、生徒、高齢者や自転車利用者、自動車運転者等に対して、安全な通行方法を指導し、交通安全を呼びかける。

② 街頭指導所の開設

推進項目	実施期間	主な活動事項
街頭指導所の開設	通年	・ 主要道路において開設し、運転者や同乗者に対し、チラシや啓発品を配布し、安全運転の励行を呼びかける。

③ スーパー等における高齢者に対する交通安全指導

推進項目	実施期間	主な活動事項
スーパー等における高齢者に対する交通安全指導	交通安全運動及び事故防止運動期間等	・ 高齢者が利用するスーパー等において、安全運動チラシや反射材等を配布するとともに、自転車や履物等に反射材を直接はり付けるなどして交通事故防止を図る。

④ 交通危険箇所の改善要望

推進項目	実施期間	主な活動事項
交通危険箇所の改善要望	通年	・ 地域に密着した組織である支部を中心に、通学路や交差点、カーブミラー等の交通安全施設について、危険性がある場合には行政機関等に必要な改善要望を行う。

(4) 優秀（良）運転者、交通安全功労者等の表彰

- ① 警察署長・当協会長連名表彰
- ② 交通安全功労者等の表彰上申

推進項目	主な活動事項
優良運転者表彰	・ 優良運転者（無事故・無違反運転者）、交通安全功労者等を積極的に新潟・新潟中央警察署長と当協会長との連名で表彰する。 ・ 優秀運転者（無事故・無違反運転者）表彰の申請者を県交通安全協会に上申する。 ・ 各表彰の基準に該当する交通安全功労者等を積極的に上申する。
交通安全功労者等の警察署長・当協会長連名表彰	
優秀運転者表彰	
新潟市長表彰	
新潟県警察本部長と新潟県交通安全協会長との連名表彰	
新潟県知事表彰	
関東管区警察局長と関東交通安全協会連合会長との連名表彰	
交通栄誉賞「緑十字金銀銅章」表彰	

(5) 交通安全用品等の普及啓発

① 高齢者への反射材の配布

推進項目	実施期間	主な活動事項
反射材の配布	通年	・ 家庭訪問指導や街頭指導、高齢者交通安全教室等において反射材の配布するほか、高齢者が身に付ける履物、所持品等に反射材を直接貼付するなどして反射材の普及を推進する。

② 反射材の斡旋

推進項目	実施期間	主な活動事項
反射材の斡旋	通年	・ 交通安全だより等を活用して、反射材の具体的効果の周知及び積極的な活用の呼びかけを行うとともに、反射材の紹介を行い、希望者に斡旋する。

2 交通安全に関する受託事業及び関連事業

(1) 運転免許事務補助事業

推進項目	実施期間	主な活動事項
運転免許事務補助事業	通年	・ 運転免許証更新、運転免許証再交付及び運転免許証記載事項変更の業務を受託し、申請書類等の記載方法の指導、申請書類の審査・受理、変更事項の運転免許証への記載、更新運転免許証の交付等の業務を行う。

(2) 自動車保管場所事務補助業務

推進項目	実施期間	主な活動事項
自動車保管場所事務補助業務	通年	・ 自動車の保管場所証明事務のうち、自動車保管場所証明申請（届出）にかかる申請・届出書類等の記載内容の確認、標章の作成・交付等の業務を行う。

(3) 原付講習

推進項目	実施期間	主な活動事項
原付講習の実施	4月～9月	・ 原付免許取得希望者に対し、原付講習指導員及び自動車学校の協力を得て、偶数月に1回、実車を用いて原付の操作及び安全走行に必要な技能を習得させるための講習を行う。 ・ 受講者に交通の教則や技能講習テキストなどを配布し、原付の安全運転に必要な知識を習得させる。

(4) 社会参加型講習

推進項目	実施期間	主な活動事項
社会参加型講習の実施	通年	・ 軽微違反行為をした者に対する違反者講習の一部として、シートベルト着用状況調査等の社会参加活動を実施する。

3 その他の事業

推進項目	実施期間	主な活動事項
写真事業の実施	通年	・ 運転免許証更新申請者、運転免許証再交付申請者等の利便を図るため、運転免許証用証明写真の撮影を行う。

#### 4 会議の開催及び関係機関会議への参加

推進項目	実施期間	主な活動事項
会議の開催	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会（5月、3月）、評議員会（5月）、役員会（9月）等の会議を開催する。</li> </ul>
県安協等の会議への参加	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>県交通安全協会が主催する各種会議、市交通安全対策協議会会議等に参加し、関係機関・団体との連携を密にし、事業の円滑化を図る。</li> </ul>

#### 5 組織、財政基盤の強化

##### (1) 支部組織・活動の活性化

推進項目	実施期間	主な活動事項
組織基盤の強化	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した組織である支部の活性化を図るため、支部役員の後継者を育成するとともに、地域住民の理解と協力を得るための、地域住民の目に見え、共感を得られる活動を推進する。</li> </ul>

##### (2) 会員の拡大

推進項目	実施期間	主な活動事項
財政基盤の強化	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政基盤である会員を確保するため、住民の理解と協力を得られる活動を展開するとともに、明るく親切な窓口対応、迅速的確な事務処理等適正な窓口業務を推進する。</li> <li>窓口において来庁者に交通安全協会の活動等を説明し、協会加入の促進を図る。</li> </ul>

##### (3) 受託業務の効率的な運営等

推進項目	実施期間	主な活動事項
受託業務の効率的な運営等	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県から受託した業務について、業務処理の見直し、合理化を推進して効率的な運営に務める。</li> <li>受託する業務については、適切な内容と委託料での契約に努める。</li> </ul>

# 令和6年度 収支予算書総括表

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常費用増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
特定資産運用益	0	1,000	△ 1,000	
② 受取会費	(12,692,000)	(10,617,000)	2,075,000	
運転者会員会費	11,722,000	9,678,000	2,044,000	
事業所会員会費	909,000	880,000	29,000	
特別会員会費	61,000	59,000	2,000	
③ 事業収益	(8,066,000)	(7,302,000)	(764,000)	
免許事務補助事業収益	2,005,000	1,367,000	638,000	
原付講習事業収益	74,000	182,000	△ 108,000	
社会参加講習事業収益	28,000	27,000	1,000	
車庫保管場所事業収益	5,581,000	5,327,000	254,000	
写真事業収益	346,000	367,000	△ 21,000	
郵送事業収益	12,000	12,000	0	
安全用品等普及収益	20,000	20,000	0	
④ 受取補助金等	(273,000)	(233,000)	(40,000)	
受取地方公共団体補助金	113,000	113,000	0	
受取民間補助金	160,000	120,000	40,000	
⑤ 受取寄付金	(0)	(0)	(0)	
受取寄付金	0	0	0	
⑥ 雑収益	(362,000)	(22,000)	(340,000)	
受取利息	1,000	1,000	0	
雑収益	361,000	21,000	340,000	
経常収益計	21,393,000	18,175,000	3,218,000	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	0	0	0	
給料手当	13,272,000	11,752,000	1,520,000	
退職給付費用	89,000	85,000	4,000	
福利厚生費	1,834,000	1,337,000	497,000	
会議費	10,000	10,000	0	
教育研修費	5,000	5,000	0	
旅費交通費	30,000	90,000	△ 60,000	
通信運搬費	190,000	190,000	0	
減価償却費	0	0	0	
広報啓発費	160,000	160,000	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	200,000	200,000	0	
安全用品費	20,000	20,000	0	
工事・修繕費	60,000	140,000	△ 80,000	
印刷製本費	355,000	355,000	0	
燃料費	60,000	60,000	0	
光熱水料費	110,000	110,000	0	
賃借料	599,000	1,048,000	△ 449,000	
保険料	85,000	150,000	△ 65,000	
諸謝金	0	0	0	
手数料	20,000	35,000	△ 15,000	
租税公課	198,000	127,000	71,000	
会員管理負担金	1,680,000	1,397,000	283,000	
支部広報啓発費	900,000	900,000	0	
写真事業費	0	56,000	△ 56,000	
表彰顕彰事業費	30,000	30,000	0	
雑費	31,000	31,000	0	
事業費計	19,938,000	18,288,000	1,650,000	

科目	予算額	前年度予算	増減	備考
②管理費				
役員報酬	777,000	846,000	△ 69,000	
給料手当	285,000	362,000	△ 77,000	
福利厚生費	167,000	179,000	△ 12,000	
退職給付費用	10,000	10,000	0	
会議費	325,000	180,000	145,000	
旅費交通費	6,000	6,000	0	
通信運搬費	130,000	130,000	0	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗費	100,000	100,000	0	
工事・修繕費	2,860,000	0	2,860,000	
印刷製本費	5,000	5,000	10,000	
燃料費	0	0	0	
光熱水料費	20,000	20,000	0	
賃借料	83,000	23,000	60,000	
諸謝金	66,000	66,000	0	
租税公課	81,000	81,000	0	
手数料	40,000	40,000	0	
委託費	0	0	0	
負担金	0	0	0	
慶弔費	15,000	15,000	0	
雑費	15,000	15,000	0	
管理費計	4,985,000	2,078,000	2,907,000	
經常費用計	24,923,000	20,366,000	4,557,000	
当期經常増減額	△ 3,530,000	△ 2,191,000	△ 1,339,000	
I 經常費用増減の部			0	
(1) 經常外収益			0	
經常外収益計				
(2) 經常外費用	0		0	
經常外費用計	0		0	
当期經常外増減額	0		0	
一般正味財産期首残高	18,102,000	20,293,000	△ 2,191,000	
一般正味財産期末残高	14,572,000	18,102,000	△ 3,530,000	
II 指定正味財産の部	0	0	0	
当期指定財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高		0	0	
III 正味財産期末残高	14,572,000	18,102,000	△ 3,530,000	

# 令和6年度 収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

科 目	実施事業等会計				その他会計	法人会計	合計
	交通安全活動事業	免許事務補助等事業	共 通	小 計	写真事業		
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0
受取会費	0	0	9,708,000	9,708,000	0	2,984,000	12,692,000
運転者会員会費	0	0	8,738,000	8,738,000	0	2,984,000	11,722,000
事業所会員会費	0	0	909,000	909,000	0	0	909,000
特別会員会費	0	0	61,000	61,000	0	0	61,000
事業収益	20,000	7,700,000	0	7,720,000	346,000	0	8,066,000
免許事務補助事業収益	0	2,005,000	0	2,005,000	0	0	2,005,000
原付講習事業収益	0	74,000	0	74,000	0	0	74,000
社会参加講習事業収益	0	28,000	0	28,000	0	0	28,000
車庫保管場所事業収益	0	5,581,000	0	5,581,000	0	0	5,581,000
写真事業収益	0	0	0	0	346,000	0	346,000
郵送事業収益	0	12,000	0	12,000	0	0	12,000
安全用品等普及収益	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
受取補助金等	273,000	0	0	273,000	0	0	273,000
受取地方公共団体等補助金	113,000	0	0	113,000	0	0	113,000
受取民間補助金	160,000	0	0	160,000	0	0	160,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	21,000	340,000	0	361,000	0	1,000	362,000
受取利息	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000
雑収益	20,000	340,000	0	360,000	0	1,000	361,000
<b>経常収益計</b>	<b>314,000</b>	<b>8,040,000</b>	<b>9,708,000</b>	<b>18,062,000</b>	<b>346,000</b>	<b>2,985,000</b>	<b>21,393,000</b>
(2) 経常費用							
事業費	6,658,000	13,041,000	0	19,699,000	239,000	0	19,938,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	2,290,000	10,841,000	0	13,131,000	141,000	0	13,272,000
退職給付費用	14,000	73,000	0	87,000	2,000	0	89,000
福利厚生費	358,000	1,452,000	0	1,810,000	24,000	0	1,834,000
会議費	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000
教育研修費	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000
旅費交通費	0	30,000	0	30,000	0	0	30,000
通信運搬費	95,000	95,000	0	190,000	0	0	190,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0
広報啓発費	160,000	0	0	160,000	0	0	160,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	200,000	0	0	200,000	0	0	200,000
安全用品費	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
工事・修繕費	60,000	0	0	60,000	0	0	60,000
印刷製本費	355,000	0	0	355,000	0	0	355,000
燃料費	50,000	10,000	0	60,000	0	0	60,000
光熱水料費	40,000	70,000	0	110,000	0	0	110,000
賃借料	306,000	228,000	0	534,000	65,000	0	599,000
保険料	75,000	10,000	0	85,000	0	0	85,000
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
手数料	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
租税公課	25,000	166,000	0	191,000	7,000	0	198,000
会員管理負担金	1,680,000	0	0	1,680,000	0	0	1,680,000
支部広報啓発費	840,000	60,000	0	900,000	0	0	900,000
写真事業費	0	0	0	0	0	0	0
表彰顕彰事業費	30,000	0	0	30,000	0	0	30,000
雑費	30,000	1,000	0	31,000	0	0	31,000

